

八尾市広告付庁舎等案内板の設置及び運用業務仕様書

1. 業務内容等

(1) 業務名称

八尾市広告付庁舎等案内板の設置及び運用業務

(2) 施設の概要

広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）

名 称	八尾市役所本館
所 在 地	八尾市本町一丁目1番1号
開 庁 時 間	午前8時45分から午後5時15分
閉 庁 日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

電子看板（デジタルサイネージ）

名 称	八尾市生涯学習センター「かがやき」（学習プラザ棟）
所 在 地	八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16
開 庁 時 間	午前9時00分から午後9時00分
閉 庁 日	月曜日（祝日に当たるときは、翌日以後の祝日でない直近の日） 及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 設置場所

① 広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）

・八尾市役所本館1階（別紙「レイアウト図」参照）

② 電子看板（デジタルサイネージ）

・八尾市生涯学習センター「かがやき」学習プラザ棟1階

(4) 業務内容

八尾市役所本館1階に「広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）」を、八尾市生涯学習センター「かがやき」学習プラザ棟1階に「電子看板（デジタルサイネージ）」を設置する。

※ 八尾市役所本館1階に設置する広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）には、八尾市生涯学習センター「かがやき」学習プラザ棟1階に設置する電子看板（デジタルサイネージ）の表示内容及び八尾市文化会館「プリズムホール」が指定する表示内容も表示されること。

※ 広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）には、民間企業等の広告主を募集し、広告掲載ができるものとする。

(5) 広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）の設置方法

① 広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）の設置は、庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際に転倒、落下しないように防止策を十分に講ずること。なお、撤去の際には、原状回復すること。

② 周囲と調和のとれた色合いにすること。

③ 令和8年4月1日から遅滞なく広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）の設置及び運用ができること。

(6) 本体

広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）

- ① 本体は縦2,400mm×横2,000mm×奥行200mm以内の大きさとすること。
- ② 案内板のモニター画面は45インチ以上のタッチパネル式とすること。
- ③ 八尾市生涯学習センター「かがやき」学習プラザ棟1階に設置する電子看板（デジタルサイネージ）の表示内容及び八尾市文化会館「プリズムホール」が指定する表示内容を広告付庁舎等案内板にも表示することができること。
- ④ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- ⑤ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。
- ⑥ 音声の発生する機材の設置は不可とする。

電子看板（デジタルサイネージ）

- ① 本体は縦1,600mm×横600mm程度の大きさとすること。
- ② デジタルサイネージのモニター画面は40インチ程度のものとすること。
- ③ デジタルサイネージは自立式とすること。
- ④ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。

(7) 基本性能

広告付庁舎等案内板（タッチパネル式）

- ① 来庁者が案内板の画面表示内容に従ってタッチパネルを操作することにより、目的とする市役所内の窓口または執務室への経路等の情報を提供すること。
- ② 課等の名称のほか、目的別での情報検索も可能とすること。
- ③ 庁舎等案内表示については、英語対応していること。

電子看板（デジタルサイネージ）

- ① 設置施設に関する情報を表示できること。
- ② 設置施設において表示内容を更新できること。

(8) その他

- ① 製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ③ 広告の掲載については、事前に見本を本市の担当者へ提出し、承認を得ること。
- ④ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、八尾市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑤ 「広告に関するお問い合わせは〇〇〇〇（取扱事業者名及び電話番号）」等の表示を施すこと。

2. 設置条件等

- (1) 設置事業者は、広告付庁舎等案内板の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとする。
- (2) 行政財産の使用については、許可物件を公用もしくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可の全部もしくは一部を取消、又は変更することがある。また、市の承認を得ずに用途を変更することはできない。

3. 使用料等

(1) 使用料等の額については下記のとおりとし、本市の発行する納付書により、本市が指定する期限までに納付すること。

ア 使用許可に係る使用料 広告付庁舎等案内板の設置面積に応じ、八尾市公有財産及び物品条例（昭和39年八尾市条例第10号）第6条第1項に定める金額。

イ 広告掲載料 落札者が入札した額に、消費税法（昭和63年第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額。

ウ 電気料金 広告付庁舎等案内板の維持管理に係る電気料金。

(2) その他必要経費等について、広告付庁舎等案内板の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告付庁舎等案内板を設置できなかった場合は、別途協議するものとする。

4. その他

(1) 本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。

(2) 庁舎のレイアウトや開庁時間の変更等により、やむを得ず、本広告事業の一部又は全部を中止する場合がある。また、設置場所についても、協議のうえで変更する場合がある。

(3) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は「八尾市広告掲載要綱」、「八尾市広告掲載基準」及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に定めるところによるものとする。

(4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

(5) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。